

名古屋港南5区における無人飛行ロボット実証実験実施要領

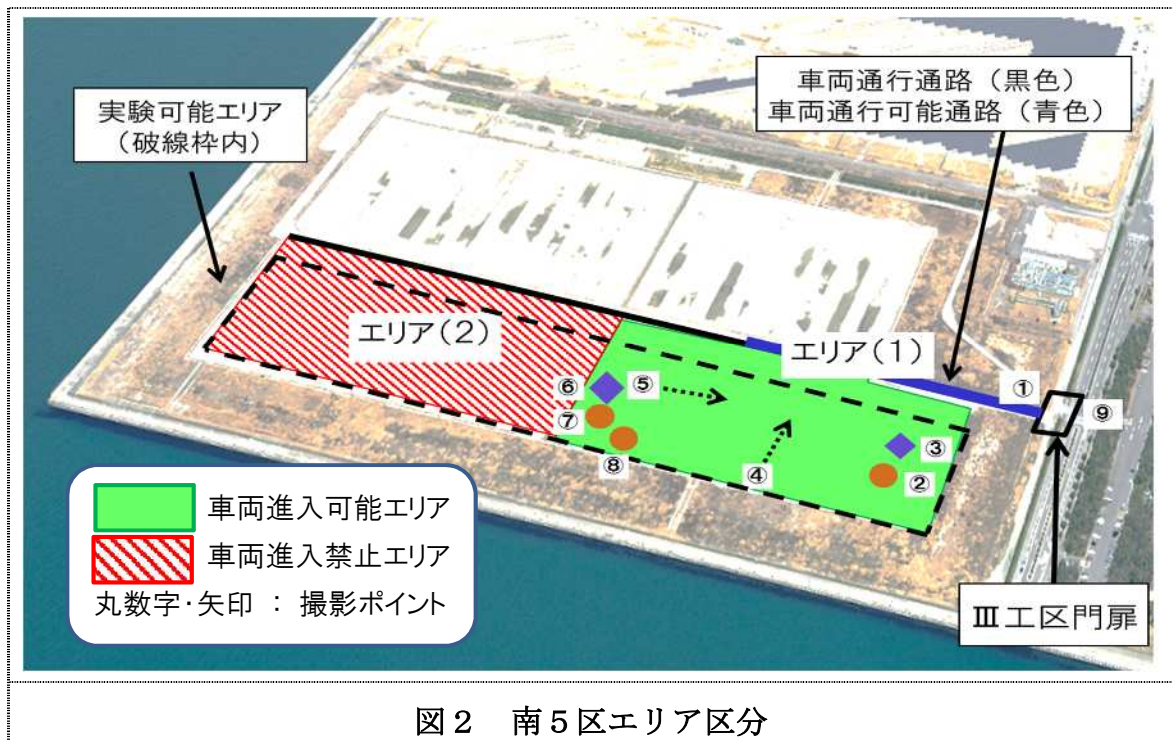
1 目的

本要領は、「あいちロボット産業クラスター推進協議会 無人飛行ロボット活用ワーキンググループ 無人飛行ロボット実証実験実施要項」(以下、「実施要項」という。)に定められた事項の他に「名古屋港南5区」を利用する方法や留意事項等について定める。

2 実験場所在地

愛知県知多市緑浜町5番(名古屋港南5区Ⅲ工区)

※実験可能エリアは図2破線枠内、車両が進入可能なのはエリア1のみ。



3 利用時間

原則として土曜日、日曜日、祝日を除いた開庁日のうち午前9時から午後4時30分までとし、事務局及び敷地管理者の承諾する日とする。

ただし、初めて実験を行う実施者は、敷地利用方法の説明を受けるため、使用開始時間を午前10時以降とする。

4 利用申込方法

本実証実験を希望する者は、実施要項「4利用者登録」が完了した後に、実験を希望する月の2ヶ月前の1日から実験を希望する日の1週間前までに、実施要項の「(様式3) 実証実験実施申込書」(以下「申込書」という。)を事務局へ提出すること。

利用の申込は1ヶ月単位とし、当該月の実施申込を記入すること。2ヶ月にまたがり実証実験を計画する場合には、申込書は分けて作成すること。

利用申込の手順は以下のとおりとする。

- (1) 実施希望日が予約可能な日時か、事務局にメールまたは電話にて確認する。
- (2) 事務局からの回答後に、事務局へ「申込書」を提出する。
- (3) 事務局からメールにて承認の通知を行う。
- (4) 天候等により上記(3)で通知した実験日で実験を行わない場合は、原則前日までに事務局へ報告し、実施要項の「(様式4) 実証実験中止届」を提出する。

5 予備日の設定

実証実験計画の都合により、予備日を設定する場合には申込書に記載すること。

実証実験が予定通りに実施され予備日に実験を実施しない場合には、実施しないことが決定した時点ですみやかに事務局へ連絡すること。なお、中止届の提出は不要とする。

予備日については、キャンセル待ちとして他の事業者からの申込を受付する。

キャンセル待ちの実施予定日で実施が出来ることとなった場合には、前日までに事務局から利用希望者に通知することとする。

6 実証実験の実施前確認

実験を実施する前に、実施者において当該敷地や設置されている機器・設備に異常がないか確認すること。

実施前確認の手順は以下のとおりとする。

- (1) III工区門扉外に車両を停車させ、今から敷地内に入る旨、事務局へ電話連絡する。
- (2) 引き扉及びカンヌキ錠に異常がないか確認の上、開錠・開扉し車両を場内へ移動。
- (3) 閉扉・施錠後、異常がないか確認の上、敷地内からカンヌキ錠の写真を撮影(別紙「写真撮影箇所」の①)し、事務局へ写真を送信する。
- (4) 車両進入可能エリア(図2エリア1)の入り口にかかっている進入禁止ロープ及び看板(以下、「ロープ等」という。)を外し、車両を移動。その後、ロープ等を現状復旧する。
- (5) 利用するエリア及びそのエリア内のガス抜き管・沈下杭(別紙「写真撮影箇所」の図参照)に異常がないか確認。
- (6) 利用するエリア内の写真及びそのエリア内のガス抜き管、沈下杭の写真を撮影(別紙「写真撮影箇所」の②~⑧)。異常がなければ写真の送信は不要とする。

(7) 異常があった場合、速やかに写真を送信するとともに事務局へ電話連絡する。

7 実証実験の実施後確認

実験終了1時間前に事務局へ終了予定時間を電話連絡すること。

実験及び後片付けの終了後、実施者において当該敷地や設置されている機器・設備に異常がないか確認し、その結果を事務局へ電話連絡すること。事務局は送信された写真を確認し実施者へ電話連絡し、実証実験の完了とする。

実施後確認の手順は以下のとおりとする。

- (1) 利用したエリア及びそのエリア内のガス抜き管・沈下杭に異常がないか確認。
- (2) 利用したエリア内の写真及びそのエリア内のガス抜き管、沈下杭の写真を撮影。
エリア1のみの使用であれば別紙「写真撮影箇所」の②～⑧の写真を送付する。
エリア2に立ち上がった場合には、使用エリアのガス抜き管、沈下杭の写真を撮影し送付する。
- (3) ロープ等を外し、車両を場外へ移動。その後、ロープ等を現状復旧する。
- (4) 閉扉・施錠後、異常がないか確認の上、敷地外から閉まっている状態の門扉及びカンヌキ錠の写真を撮影（別紙「写真撮影箇所」の⑨）。
- (5) 事後確認で撮影した写真を事務局へ送信し実験を終了した旨、事務局へ電話連絡する。
- (6) 事務局から写真確認完了の連絡があってから撤収する。

8 実証実験場内への車両の乗り入れ

車両が走行できる場所は「図2 南5区エリア区分」のとおり、エリア1の砕石敷きの車両進入可能エリア（緑色）と車両通行可能通路（青色）のみとし、車両進入禁止エリア（赤色斜線）には進入しないこと。（エリア1、エリア2の北側に車両通行通路はあるが通行可能通路は青色部分のみとする）

乗り入れ車両の駐車については、エリア1内のみとする。

ただし、徒歩でエリア2の中に入ることは許容する。

その他のエリアについては、ドローンが墜落した場合等を除き、徒歩での立入りも禁止とする。

車でⅢ工区内を走行する際は徐行することし、制限速度は時速20km以下とする。

9 実験可能エリアについて

実験は破線枠内で飛行することとする。

車両通行通路は工事車両通行の可能性があるので通路から30m以上はなれて実証実験をすること。敷地外への飛行を行わないこと。特に実証実験場の北側は多目的グラウンド、南側の防波堤は釣り施設となっているため、極力避けて実証実験を実施すること。

10 敷地内及び周辺に生息する野生動物への配慮について

当該敷地及びその周辺地域には、絶滅危惧種を含む様々な野生動物が生息している。実験に際しては、実験区域内にこれらの野生生物が存在していないか確認する等の配慮をすること。また、営巣や卵を確認した場合は速やかに事務局へ連絡すること。

11 実証実験中の事故

墜落や車両による接触等により、敷地や設置されている機器・設備を破損させた場合には、速やかに事務局へ電話連絡するとともに、当該破損箇所を撮影した写真を送付すること。

また事故等が発生した場合には事務局、敷地管理者、実施者の三者により現場検証を行うこととする。

12 留意事項

(1) メタンガス等の発生があることから火気厳禁とする。

LPガスやガソリンなどの発電機の使用については、実施要項の定めに加え、発電機の設置位置は、ガス抜き管からある程度の距離を置いた位置とすること。

(2) 実験時間内に、関係者以外が立ち入ることがないように、実験実施者において門扉の施錠・監視すること。

(3) 実験時間内の出入り、また退場時についても、実験実施者の責任において、上記同様に施錠管理を行うこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める最終処分場の構造基準及び維持管理基準の遵守に支障がないようにすること。

(5) 最終処分場の覆土の掘削、廃棄物の掘削を行わないこと。

(6) ドローン本体以外の機器等を実証実験場に設置する場合は、申請の際に申し出ること。

(7) 報告用の写真撮影及び実証実験の記録以外の目的での写真及び動画撮影は、事務局に許可を得ること。

また撮影した写真、動画については利用者の組織内資料として使用することとし、ホームページやパンフレットへの掲載など外部に発信する場合には、事前に事務局へ許可を得ること。

附 則

この要領は、2018年10月1日から施行し、2018年10月1日以降に実施する実証実験から適用する。

附 則

この要領は、2020年2月15日から施行し、2020年2月15日以降に実施する実証実験から適用する

附 則

この要領は、2021年3月31日から施行し、2021年3月31日以降に実施する実証実験から適用する

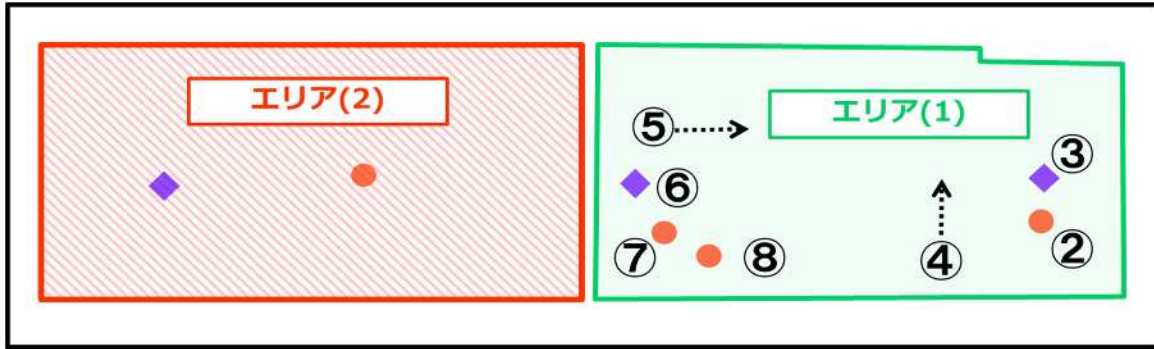
【事務局連絡先】

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室 無人飛行ロボット実証実験担当

電話：052-954-6352

E-mail：jisedai@pref.aichi.lg.jp

(別紙) 写真撮影箇所



● = ガス抜き管

◆ = 沈下杭



①	②	③
④	⑤	⑥
⑦	⑧	⑨